

松阪市社会福祉大会表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松阪市社会福祉大会において、松阪市長（以下「市長」という。）、松阪市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）及び松阪市共同募金委員会会長（以下「共同募金委員会会長」という。）が社会福祉事業関係者等に対し、表彰をすることを定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の7種類とする。

(1) 市長特別表彰

- ア 自治会長、民生委員児童委員又は保護司の職にあつて、その在職期間が25年であり、功績顕著な者
- イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が25年であり、功績顕著である者（一日里親を含む。）

(2) 市長表彰

- ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあつて、その在職期間が20年であり、功績顕著な者
- イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が20年であり、功績顕著である者（一日里親を含む。）

(3) 市長感謝

- ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあつて、その在職期間が15年であり、功績顕著な者
- イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その活動期間が15年であり、功績顕著である者（一日里親を含む。）
- ウ 松阪市が、社会福祉事業のために受けた1回の寄付が50万円相当又は5年以上継続して寄付を受け、その累計額が50万円相当となったときの個人又は団体

(4) 社協会長表彰

- ア 自治会長、民生委員児童委員、保護司、社会福祉施設職員又は各種福祉関係相談員等の職にあつて、その在職期間が10年であり、功績顕著な者
- イ 社会福祉事業共助者又は団体として社会福祉事業に貢献し、その期間が10年であり、功績顕著である者（一日里親を含む。）

(5) 社協会長特別感謝

社会福祉事業に10年にわたり、5万円以上の金品を寄付した個人又は団体

(6) 社協会長感謝

ア 社会福祉事業に5万円以上の金品を寄付した個人又は団体

イ 在宅介護者（在宅において、歩行が困難で常時臥床しており、家族等の介護が必要な高齢者及び障がい者を介護している者）で、その介護期間が5年以上であり、献身的な介護に努めた者

ウ 社会福祉協議会の賛助会員として賛助会費を5口以上、5年以上にわたり納付した個人又は団体

(7) 共同募金委員会長感謝

ア 共同募金運動推進に貢献し、その功績顕著な者又は長期にわたり協力援助した地区、団体であって功績顕著である者

イ 共同募金運動に5万円以上の募金を行った個人又は10万円以上の募金を行った団体

2 前項各号において、過去に表彰を受けたものは除外する。ただし、各号がそれぞれ異なる場合及び寄付、募金等をした場合はこの限りではない。

(表彰等候補者の推薦)

第3条 関係機関は、前条各号に該当すると認められる者があるときは別記様式による推薦調書により功績審査を行い候補の推薦を行う。

2 推薦の基準日は8月1日とする。

(表彰者審査委員会)

第4条 松阪市社会福祉大会の被表彰者を審査するために松阪市社会福祉大会表彰者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、市関係部課長と松阪市社会福祉協議会理事及び松阪市共同募金委員会役員をもって組織する。

3 審査委員会委員長は、社協会長がこれにあたり、その議長となる。

(表彰等の審査)

第5条 審査委員会は、第3条に基づき提出された推薦調書により功績審査を行い表彰の決定を行う。

2 当該年度において推薦された候補者が、表彰又は感謝の対象となり重複した場合には、上位の者のみの表彰又は感謝を授与するものとする。

(表彰の取消)

第6条 被表彰者が著しく対面を汚す行為のあった場合、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、同年8月1日から適用する。